

一般会計等財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの

なし

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	3年～50年
工作物	5年～60年
物品	2年～30年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち菊池市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

2.重要な会計方針の変更等(平成29年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

泗水幼稚園について、平成31年度末をもって民間移譲するため、以降は公設の幼稚園はなくなります。

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

市町村合併特例期間の終了の伴い、平成27年度から地方交付税の一本算定に向けた縮減が始まっており、平成32年度以降は完全な一本算定となります。

(4)重大な災害等の発生

平成28年4月14日及び16日発生の熊本地震の影響により、今後も復旧等に係る費用が一定程度見込まれますが、具体的な額は未定です。

4.偶発債務

(1)補償債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等から借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
九州産廃株式会社	360,236千円	—	—	360,236千円

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5.追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。

一般会計

②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 8.5 %

将来負担比率 — %

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

47,561千円

⑥繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計	継続費通次繰越	101,574千円
一般会計	繰越明許費	1,707,256千円
一般会計	事故繰越	823,216千円

⑧過年度修正等に関する事項

なし

(2)貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている普通財産

イ.内訳

なし

③減債基金に係る積立不足額

なし

④基金借入金(繰替運用)残高

なし

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

33,113,491千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	14,733,533千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,748,986千円
将来負担額	45,827,788千円
充当可能基金額	12,596,380千円
特定財源見込額	1,046,759千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	33,113,491千円

⑦その他

本庁舎整備事業により、既存の取得原価207,946千円(減価償却累計額156,443円)の建物を除却したため、事業用資産建物の減価償却累計額が前年度よりも減少しています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

② その他

・市営プール建設に伴い既存の取得価額315,225千円(減価償却累計額310,812千円)の工作物を除却したため、事業用資産工作物の減価償却累計額が前年度よりも減少しています。

・過年度分建設仮勘定について確認を行ない特定ができない分について、「無償所管換等」にて61,007千円の過年度修正を行なっています。

・「不明物件」として計上していた既存の取得価額1,278,627千円(減価償却累計額929,378千円)の事業用資産建物について、重複して計上していることが判明したため、「無償所管換等」で過年度修正を行なっています。

・「不明物件」として計上していた既存の取得価額2,765,585千円の事業用資産土地について不存在であることが判明したため「無償所管換等」で過年度修正を行なっています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△ 1,527,518 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	34,442,966千円	33,693,105千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	989,234千円	—
資金収支計算書	33,453,732千円	33,693,105千円

歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	171,257 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	719,456 千円
未収債権額の増加	564,149 千円
未収債権額の減少	△ 608,302 千円
減価償却費	△ 2,909,969 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 14,201 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	153,874 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△ 21,347 千円
資産売却益	218,240 千円
資産除売却損	△ 245,359 千円
その他	181,093 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 1,791,110 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

⑤重要な非資金取引

なし

全体会計財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの

なし

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	3年～50年
工作物	5年～60年
物品	2年～30年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェア	5年
地上権	50年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち菊池市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引にに係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

(水道事業会計)

2.重要な会計方針の変更等(平成29年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

泗水幼稚園について、平成31年度末をもって民間移譲するため、移行は公設の幼稚園はなくなります。

国民健康保険事業特別会計は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を交付して、市町村は県に国保事業納付金を納めることとなります。

下水道事業の4つの特別会計については、平成31年度から地方公営企業法適用に伴い廃止予定です。法適用後は下水道事業に一の会計を設けて事業を行っていきます。

特別養護老人ホームについて、民間移譲の検討がなされており、近年中に民間移譲が決定する見通し

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

市町村合併特例期間の終了の伴い、平成27年度から地方交付税の一本算定に向けた縮減が始まっており、平成32年度以降は完全な一本算定となります。

(4)重大な災害等の発生

平成28年4月14日及び16日発生の熊本地震の影響により、今後も復旧等に係る費用が一定程度見込まれますが、具体的な額は未定です。

4.偶発債務

(1)補償債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等から借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
九州産廃株式会社	360,236千円	—	—	360,236千円

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの なし

5.追加情報

(1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業
介護保険事業特別会計	地方公営事業
簡易水道事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
公共下水道事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
特定環境保全公共下水道事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
地域生活排水処理事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
農業集落排水事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
特別養護老人ホーム特別会計	地方公営企業(法非適用)
水道事業会計	地方公営企業(法適用)

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている普通財産

イ.内訳

なし

(4)過年度修正に関する事項

特別会計において過年度の固定資産について、金額の差異及び会計の相違があったため、修正を行なっています。各会計の影響額は以下のとおりです。(無償所管換等で修正)

公共下水道事業特別会計	インフラ資産工作物	△10,458千円
農業集落排水事業特別会計	インフラ資産工作物	△65,660千円
特定環境保全公共下水道事業特別会計	インフラ資産工作物	65,660千円

連結会計財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

なし

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料、商品等……………最終仕入原価法

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	3年～50年
工作物	5年～60年
物品	2年～30年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェア	5年
地上権	50年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち菊池市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2.重要な会計方針の変更等(平成29年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

4.偶発債務

(1)補償債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等から借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
九州産廃株式会社	360,236千円	—	—	360,236千円

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの なし

5.追加情報

(1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結 割合
菊池市土地開発公社	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
旭志村ふれあいセンター	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
七城町特産品センター	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
七城町銘柄米センター	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
有朋の里泗水	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
ファームきくち	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
きくち観光物産館	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
七城町振興公社	地方公社・第三セクター等	全部連結	—
菊池広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	35.7%
菊池環境保全組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	16.3%
菊池養生園保健組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	47.6%
熊本県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.8%
熊本県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.8%
熊本県市町村総合事務組合(退職手当事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.1%
熊本県市町村総合事務組合(消防団員公務災害補償等事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.9%
熊本県市町村総合事務組合(非常勤職員公務災害補償事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	8.6%
熊本県市町村総合事務組合(交通災害共済事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.0%
熊本県市町村総合事務組合(自治会館管理事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.5%

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない(団体)会計と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている普通財産

イ.内訳

なし